

介護職員等特定処遇加算

介護職員等特定処遇改善加算の算定をするにあたり

1. 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
2. 現場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、複数の取り組みを行っていること
3. 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化(ホームページ等で)行っていること

【職場環境要件等】について

※賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

	事業所としての取り組み
資質の向上	・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
労働環境・ 処遇の改善	・ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化 ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所保育施設の整備
その他	・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 ・非正規職員から正規職員への転換